

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第54号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|----------------------------|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>(在学期間の算定)</u></p> <p>第1条の2 条例第3条第1項第3号の規定による期間の算定については、月の初日において公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）に在学していた月を1月（月の初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月にあつては、0.75月）として計算する。</p> <p>2 月の初日に高等学校等に在学しない場合で、当該月の初日以外の日に高等学校等に入学（第1学年の途中又は第2学年以上で許可された入学（通信制の課程にあつては、これに相当する入学）を除く。）をしたときにおける前項の規定の適用については、当該月の初日に在学していたものとみなす。</p> <p>3 高等学校等における留学又は休学の期間が月の初日から末日までの全日数にわたる場合における第1項の規定の適用については、当該月に在学しないものとみなす。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。